

# 建築保全業務積算要領

平成 30 年版

平成 30 年 9 月 12 日 国営保第 26 号

この要領は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

## 第 1 編 一般事項

### 第 1 章 一般事項

本要領は、建築保全業務積算基準（以下、「積算基準」という。）に基づき、建築保全業務の積算をするための標準的な考え方、具体的な資料等を示すものである。積算基準に定めのないもの、又は対象建築物等の用途、規模、立地、築年数、保全状況その他の事情が通常と比較して著しく異なる場合は、本要領の例によらず、当該保全業務の内容に応じて、適正に積算するものとする。

### 第 2 章 保全業務費の算定

#### 2.1 直接人件費の算定

##### 2.1.1 労務数量

- (a) 労務数量は、歩掛りに機器の台数、点検回数並びに清掃面積、清掃回数等の所要数量を乗じて算定する。なお、標準歩掛りは第 2 編による。
- (b) 正規の勤務時間（午前 5 時から午後 10 時までの時間帯における 8 時間内で業務に従事する時間をいう。以下、同じ。）を延長し、又は正規の勤務時間外に業務を実施する場合は、当該業務に必要な技術者の人員数を定め、これに当該必要時間数を乗じて算定する。

##### 2.1.2 労務単価

- (a) 歩掛りに乗じる労務単価は、表 2.1 の左欄に掲げる技術者区分に応じたものとする。  
 なお、第 2 編の標準歩掛りは、表 2.1 の左欄に示す技術者が当該業務を実施した場合に必要な業務量を示したものであり、契約書等に特記のない限り、表 2.1 の左欄に示す技術者が当該業務を実施することを拘束するものではない。
- (b) 労務単価は、業務に従事する時間帯に応じ、次のとおりに区分する。ただし、業務の実施形態により、これらによりがたい場合は、別途必要な費用を積算する。
  - (1) 日割基礎単価：正規の勤務時間内に業務を行う場合の 1 日（8 時間）当たりの単価で、表 2.1 に定める各技術者等の年間当りの平均的な賃金（基本給、家族手当、住宅手当、通勤手当等の基準内手当及び賞与）を当該平均的な年間労働日数で除したものとす。
  - (2) 時間外単価：正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の 1 時間当たりの単価で、日割基礎単価から賞与、通勤手当、家族手当、その他労働基準法施行規則第 21 条に定めるものを除いたものを 1 時間当たりの単価に換算したもの（以下「割増基礎単価」という。）に 1.25 以上の値（ただし、午後 10 時から午前 5 時までの時間帯に業務を行う場合は 1.5 以上の値）を乗じたものとする。
  - (3) 夜勤単価：午後 10 時から午前 5 時までの時間帯に業務を行う場合（(2)に該当する場合を除く）の 1 時間当たりの単価で、日割基礎単価を 1 時間当たりの単価に換算したものに、割増基礎単価に 0.25 以上の値を乗じたものを加えたものとする。
- (c) 正規の勤務時間内に業務を行う場合における歩掛りに乗ずる労務単価は、日割基礎単価とする。
- (d) 時間外手当は、(b) (2) に定める正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の当該業務の時間数に時間外単価を乗じたものとし、次により算定する。  
 (時間外手当) = (時間外単価) × (時間数)
- (e) 夜勤手当は、(b) (3) に定める時間帯に業務を行う場合の当該業務の時間数に夜勤単価を乗じたものとし、次により算定する。  
 (夜勤手当) = (夜勤単価) × (時間数)
- (f) 宿直手当は、宿直回数に宿直単価（現場に宿直する場合の当該宿直に対する定額単価で(b) (1)～(3)までに掲げる以外のもの）を乗じたものとし、次により算定する。  
 (宿直手当) = (宿直単価) × (回数)

表 2.1 技術者区分

区分	技能・実務経験等
保全技師Ⅰ	受変電設備、自家発電設備又は昇降機（以下「受変電設備等」という。）の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
保全技師Ⅱ	受変電設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
保全技師Ⅲ	建築業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、一級建築士資格取得後実務経験 3 年以上若しくは二級建築士資格取得後実務経験 5 年以上程度の者又は建築系大学卒業後実務経験 8 年以上程度の者
保全技師補	(1) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 10 年以上 15 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 10 年以上程度の者
保全技術員	(1) 設備の点検整備業務について、保全技師又は保全技師補の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者
保全技術員補	(1) 設備の点検整備業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者
清掃員 A	1 級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し実務経験 6 年以上程度の者
清掃員 B	2 級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3 級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験 2 年以上程度の者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
清掃員 C	清掃業務について、清掃員 A 又は清掃員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者
警備員 A	施設警備 1 級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者
警備員 B	施設警備 2 級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
警備員 C	警備業務について、警備員 A 又は警備員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者

## 2.2 直接物品費の算定

- (a) 直接物品費を構成する各費用は、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定し、それらを集計する。
- (b) 直接物品費率は、表 2.2 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる範囲内において、対象建築物の規模、用途、立地条件、築年数、保全状況その他の事情、過去の実績等を考慮し定める。
- (c) 積算基準第 2 章 2.2.2(b) のうち以下に要する費用については、表 2.2 の直接物品費率に含まれないため、必要に応じて別途積み上げにより加算する。
- ・ 消耗品のうち衛生消耗品
  - ・ 消耗部品、材料のうち共通仕様書で支給品となっているもの
  - ・ 共通仕様書の保守の範囲に含まれない部品・材料
  - ・ 機械器具のうち、設備機器に付属して設置されているもの
  - ・ その他及び雑費に掲げられるもの

表 2.2 直接物品費率

		区 分	直接物品費率
(1) 定期点検等及び保守	① 建築	(ア) 外部、内部及び構造部	1～3%
		(イ) 自動ドア	
	② 電気設備	(ア) 電灯・動力設備	1～3%
		(イ) 通信・情報設備（構内情報通信網装置、構内交換装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置を除く）	
		(ウ) 外灯、航空障害灯、雷保護及び構内配電線路・構内通信線路	
		(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもの以外のもの	8～12%
	③ 機械設備	(ア) a. 鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラーのシーズンイン点検 b. 無圧式温水発生機及び真空式温水発生機の点検（加熱能力が 174kW 以上のものに限る） c. 温風暖房機のシーズンイン点検 d. 熱交換器、貯湯タンク及びヘッダーのシーズンイン点検	8～12%
		(イ) a. チリングユニット、空気熱源ヒートポンプユニット、遠心冷凍機、パッケージ形空気調和機及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機のシーズンイン点検及びシーズンオフ点検 b. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニット	
		(ウ) 冷却塔のシーズンイン点検及びシーズンオフ点検	
		(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもの以外のもの	
	④ 監視制御設備	中央監視制御装置、自動制御装置	1～3%
	⑤ 防災設備	消防用設備等、建築基準法関係防災設備	1～3%
	⑥ 搬送設備	(ア) エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機	a. POG 契約の場合 b. フルメンテナンス契約の場合
(イ) 機械式駐車設備			1～3%
⑦ 工作物・外構等	(ア) 工作物、外構の点検及び保守		1～3%
	(イ) 植栽及び緑地		
(2) 運転・監視及び日常点検・保守	① 運転・監視及び日常点検・保守	(ア) 建築	1～3%
		(イ) 電気設備	
		(ウ) 機械設備	
		(エ) 監視制御設備	
		(イ) 搬送設備	
(3) 清掃	① 清掃	(ア) 建物内部	4～6%
		(イ) 建物外部	
(4) 執務環境測定等※1	① 空気環境測定及び照度測定		1～3%
	② 吹付けアスベスト等の点検		
(5) 警備※2	① 施設警備		1～3%

※1 ねずみ等の調査及び防除については、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定する。

※2 機械警備については、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定する。

2.3 業務管理費の算定

(a) 業務管理費を構成する各費用は、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定し、それらを集計する。

(b) 業務管理費率は、表 2.3 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる範囲内において、対象建築物の規模、用途、立地条件、築年数、保全状況その他の事情及び過去の実績等を考慮し定める。

(c) 保全業務を行う場所が離島又は遠隔地のため、当該地に技術者を確保できない等の特別の事情がある場合に、当該業務を行うのに必要な技術者の交通費・宿泊費及び移動に要する時間に相当する人件費は、表 2.3 の業務管理費率に含まれないため、必要に応じて別途積み上げにより加算する。

表 2.3 業務管理費率

区 分		業務管理費率		
(1) 定期点検等及び保守	① 建築	(ア) 外部、内部及び構造部	25～29%	
		(イ) 自動ドア	19～23%	
	② 電気設備	(ア) 電灯・動力設備	19～23%	
		(イ) 通信・情報設備（構内情報通信網装置、構内交換装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置を除く）		
		(ウ) 外灯、航空障害灯、雷保護及び構内配電線路・構内通信線路	32～36%	
	③ 機械設備	(ア) (ア)から(ウ)までに掲げるもの以外のもの	32～36%	
		(イ) a. 鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラーのシーズンイン点検 b. 無圧式温水発生機及び真空式温水発生機の点検（加熱能力が 174kW 以上のものに限る） c. 温風暖房機のシーズンイン点検 d. 熱交換器、貯湯タンク及びヘッダーのシーズンイン点検		
		(ウ) a. チリングユニット、空気熱源ヒートポンプユニット、遠心冷凍機、パッケージ形空気調和機及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機のシーズンイン点検及びシーズンオフ点検 b. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニット		
		(エ) 冷却塔のシーズンイン点検及びシーズンオフ点検		
	④ 監視制御設備	中央監視制御装置、自動制御装置	19～23%	
	⑤ 防災設備	消防用設備等、建築基準法関係防災設備	19～23%	
	⑥ 搬送設備	(イ) エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機	a. POG 契約の場合 b. フルメンテナンス契約の場合	50～56%
		(ウ) 機械式駐車設備		39～45%
⑦ 工作物・	(イ) 機械式駐車設備		19～23%	
	(ウ) 工作物、外構の点検及び保守		25～29%	

	外構等	(イ) 植栽及び緑地	
(2) 運転・監視及び日常点検・保守	① 運転・監視及び日常点検・保守	(7) 建築	19～23%
		(イ) 電気設備	
		(ウ) 機械設備	
		(エ) 監視制御設備	
		(オ) 搬送設備	
(3) 清掃	① 清掃	(7) 建物内部	13～17%
		(イ) 建物外部	
(4) 執務環境測定等 ※1	① 空気環境測定及び照度測定		19～23%
		② 吹付けアスベスト等の点検	25～29%
(5) 警備 ※2	① 施設警備		18～22%

※1 ねずみ等の調査及び防除については、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定する。

※2 機械警備については、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定する。

注1) 電気事業法に定めるところに従い主任技術者を必要とし、当該業務に含む場合等は、当該技術者の業務の内容及び形態に応じ、その費用を加算する。

#### 2.4 一般管理費等の算定

(a) 一般管理費等を構成する各費用は、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定し、それらを集計する。

(b) 一般管理費等率は、表 2.4 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる範囲内において、保全業務を受注しようとする法人の形態、目的、規模及びその他必要な事項を考慮して定める。

表 2.4 一般管理費等率

区 分			一般管理費等率
(1) 定期点検等及び保守	① 建築	(7) 外部、内部及び構造部	8～13%
		(イ) 自動ドア	
	② 電気設備	(7) 電灯・動力設備	8～13%
		(イ) 通信・情報設備（構内情報通信網装置、構内交換装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置を除く）	
		(ウ) 外灯、航空障害灯、雷保護及び構内配電線路・構内通信線路	
	③ 機械設備	(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもの以外のもの	8～13%
		(7) a. 鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラーのシーズンイン点検 b. 無圧式温水発生機及び真空式温水発生機の点検（加熱能力が 174kW 以上のものに限る） c. 温風暖房機のシーズンイン点検 d. 熱交換器、貯湯タンク及びヘッダーのシーズンイン点検	8～13%

	(イ) a. チリングユニット、空気熱源ヒートポンプユニット、遠心冷凍機、パッケージ形空気調和機及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機のシーズンイン点検及びシーズンオフ点検 b. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニット		
	(ウ) 冷却塔のシーズンイン点検及びシーズンオフ点検		
	(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもの以外のもの	8～13%	
	④監視制御設備	中央監視制御装置、自動制御装置	8～13%
	⑤防災設備	消防用設備等、建築基準法関係防災設備	8～13%
⑥搬送設備	(7) エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機	a. POG 契約の場合 b. フルメンテナンス契約の場合	10～15%
	(イ) 機械式駐車設備		8～13%
⑦工作物・外構等	(7) 工作物、外構の点検及び保守		8～13%
	(イ) 植栽及び緑地		
(2) 運転・監視及び日常点検・保守	(7) 建築		8～13%
	(イ) 電気設備		
	(ウ) 機械設備		
	(エ) 監視制御設備		
	(オ) 搬送設備		
(3) 清掃	①清掃	(7) 建物内部 (イ) 建物外部	14～19%
	(4) 執務環境測定等※1	①空気環境測定及び照度測定 ②吹付けアスベスト等の点検	8～13%
(5) 警備※2	①施設警備		9～14%

※1 ねずみ等の調査及び防除については、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定する。

※2 機械警備については、見積りその他の積算資料や過去の実績等から費用を算定する。

## 第 2 編 標準歩掛り

### 第 1 章 一般事項

- (a) 本編で定める歩掛りは、脚立等の昇降程度で可能な範囲の業務に対応する標準的な歩掛りで、技術者の技術水準を特定した場合のものである。
- (b) 周期は、次による。
- (1) 「4/D」は、1日に4回行うものとする。
  - (2) 「1D」は、1日ごとに行うものとする。
  - (3) 「1W」は、1週ごとに行うものとする。
  - (4) 「2/M」は、1月に2回行うものとする。
  - (5) 「1M」は、1月ごとに行うものとする。
  - (6) 「2M」は、2月ごとに行うものとする。
  - (7) 「3M」は、3月ごとに行うものとする。
  - (8) 「6M」は、6月ごとに行うものとする。
  - (9) 「2/Y」は、1年に2回行うものとする。
  - (10) 「1Y」は、1年ごとに行うものとする。
  - (11) 「3Y」は、3年ごとに行うものとする。
  - (12) 「5Y」は、5年ごとに行うものとする。
  - (13) 「6Y」は、6年ごとに行うものとする。
  - (14) 「10Y」は、10年ごとに行うものとする。
- (c) 共通仕様書に掲げる点検周期が「周期Ⅰ」及び「周期Ⅱ」の二種類設定されている場合、歩掛り表の点検周期の欄に掲げる値は「周期Ⅰ」であるため、「周期Ⅱ」を適用する場合は該当する歩掛りに周期Ⅱに相当する年間点検回数を乗じることにより積算する。
- (d) 特記により、官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条又は建築基準法第 12 条による点検（以下「12 条点検」という。）の実施が示された場合は次による。
- (1) 12 条点検で、共通仕様書第 2 編 1.2.2 (b) の点検項目 A（昇降機は除く。）に示す点検項目は、共通仕様書第 2 編表 2.2.1 から表 8.4.2 及び第 5 編表 4.2.1 に示されている。点検項目 A に示す 12 条点検を実施する場合は、共通仕様書に示す点検の歩掛りを適用する。  
また、実施は必要な資格を有する者によるものとする。
  - (2) 12 条点検で、共通仕様書第 2 編 1.2.2 (b) の点検項目 B に示す点検項目を実施する場合の直接人件費及び直接物品費は見積りによる。
- (e) 歩掛りの端数処理は、第 1 編表 2.2 及び表 2.3 の区分欄に掲げる業務を表 1.1 に掲げる分類 1 から分類 10 までに掲げる業務に分類して、それぞれに集計した歩掛りに小数点 2 位以下の端数がある場合は小数点第 2 位の数値を切捨てるものとする。ただし、当該集計した歩掛りが 1 に満たない場合にあつては、小数点第 1 位の数値が 5 以下の場合は 0.5、小数点第 1 位の数値が 5 を超える場合は 1.0 に切上げるものとする。



表 1.1 業務分類

分類 1	<p>(1) 運転・監視及び日常点検・保守</p> <p>(2) 自動ドア、電動書架及び免震部材等の定期点検</p> <p>(3) 電灯・動力設備の定期点検</p> <p>(4) 通信・情報設備の点検（構内情報通信網装置、構内交換装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置を除く）</p> <p>(5) 外灯、航空障害灯、避雷及び構内配電線路・通信線路の定期点検</p> <p>(6) 鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラーのシーズンオン点検、無圧式温水発生機及び真空式温水発生機の定期点検（加熱能力が 174kW 未満のもの）並びに温風暖房機のシーズンオン点検</p> <p>(7) チリングユニット、空気熱源ヒートポンプユニット、遠心冷凍機、パッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のシーズンオン点検</p> <p>(8) 地下式オイルタンクの月例点検、熱交換器、貯湯槽、ヘッダー及び冷却塔のシーズンオン点検並びにオイルタンク（地下式を除く）、還水タンク及び膨張タンク、ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット及びファンコンベクタ、空気清浄装置、空調用ポンプ、ボイラー給水ポンプ、オイルポンプ及び真空給水ポンプユニット、送風機並びに全熱交換器の定期点検</p> <p>(9) 受水タンク及び高置タンクの定期点検及び清掃、汚水槽及び雑排水槽の定期点検及び清掃並びに揚水ポンプ、小型給水ポンプユニット及び給湯ポンプ、深井戸用水中モーターポンプ、ガス湯沸器、衛生器具並びにダクト及び配管の点検並びに飲料水の残留塩素の検査及び水質検査</p> <p>(10) 防災設備の定期点検</p> <p>(11) 空気環境測定及び照度測定</p>
分類 2	<p>(1) 建築外部、内部及び構造部の定期点検（分類 1 (2) を除く）</p> <p>(2) 吹付けアスベスト等の点検</p> <p>(3) 工作物及び外構等の点検</p>
分類 3	<p>(1) 受変電設備の定期点検</p> <p>(2) 自家発電設備の定期点検</p> <p>(3) 直流電源設備及び交流無停電電源設備の定期点検</p> <p>(4) 通信・情報設備の定期点検（構内情報通信網装置、構内交換装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置に限る）</p>
分類 4	<p>鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラーのシーズンイン点検、無圧式温水発生機及び真空式温水発生機（加熱能力が 174kW 以上のものに限る）の定期点検、温風暖房機のシーズンイン点検並びに熱交換器、貯湯タンク及びヘッダーのシーズンイン点検</p>
分類 5	<p>チリングユニット、空気熱源ヒートポンプユニット、遠心冷凍機、パッケージ形空気調和機のシーズンイン点検及びシーズンオフ点検、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機（ガスエンジン）の 1 年点検並びに吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの点検</p>
分類 6	<p>冷却塔のシーズンイン点検及びシーズンオフ点検</p>
分類 7	<p>エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機の定期点検</p>
分類 8	<p>地下式オイルタンクの漏洩点検</p>
分類 9	<p>清掃</p>
分類 10	<p>警備</p>

2.5 防災設備

2.5.1 一般事項

- (a) 歩掛り表の区分欄に定める消防用設備等のうち、1つの設備のみがある場合は、当該設備について集計した歩掛りに加算表で示す歩掛りを加算する。
- (b) 歩掛り表の区分欄に定める消防用設備等のうち、複数の設備がある場合は、(a)に定める加算すべき歩掛りが最も大きい設備について、集計した歩掛りに当該加算すべき歩掛りを加算する。なお、他の設備については、加算すべき歩掛りを加算しない。
- (c) 歩掛り表は、水源、配管、吊り及び支持金物ならびに耐震措置の点検を含む。
- (d) 自動火災報知設備以外の消防用設備の一部に自動火災報知設備の一部と兼用している部分がある場合は、当該兼用している部分の歩掛りを重ねて加算しない。
- (e) 1つの消防用設備等の部分について、表中に該当する部分の歩掛りが無い場合には、他の消防用設備等の歩掛りを適用する。
- (f) 歩掛り表は、年2回の機器点検のうち1回と年1回の総合点検を同時に実施することを前提としている。
- (g) 自家発電設備及び蓄電池設備は、「2.2 電気設備」の該当項目による。
- (h) 2.5.2 消防用設備等（「1. 消火器具」及び「8. 動力消防ポンプ設備」を除く）の歩掛りは、固定式以外適用できない。

2.5.2 消防用設備等

【消火器具】

加算表	区分	歩掛り(人)
消火器具		保全技師補 0.338
屋内消火栓設備		
スプリンクラー一般設備		0.801
水噴霧消火設備		
泡消火設備		
不活性ガス消火設備		
ハロゲン化物消火設備		
粉末消火設備		
排煙設備		0.386
ガス漏れ火災警報設備		
動力消防ポンプ設備(軽可搬)		
自動火災報知設備		
漏電火災警報器		
非常警報設備		
誘導灯及び誘導標識		
避難器具		0.338
消防用水		
連結送水管		
非常コンセント設備		
無線通信補助設備		
非常電源専用受電設備		

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
						保全技師補	
1. 消火器具	機器点検	6 M	泡消火器	10型	1本1回当り	0.026	
				100型	1本1回当り	0.077	
			粉末消火器	加圧式	1本1回当り	0.022	
				車載式	1本1回当り	0.255	
				蓄圧式	1本1回当り	0.022	
			強化液消火器	蓄圧式	1本1回当り	0.022	
				5型	1本1回当り	0.034	
			二酸化炭素消火器	7型	1本1回当り	0.043	
				10型	1本1回当り	0.043	
				50型以上	1本1回当り	0.213	
			ハロゲン化物消火器	小型	1本1回当り	0.043	

【屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考
2. 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備	(1) 機器点検	6 M	加圧送水装置	1組1回当り	0.367	・ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。
			制御盤	1面1回当り	0.246	
			消火栓	1組1回当り	0.102	
			起動用スイッチ	1個1回当り	0.011	
			表示灯	1灯1回当り	0.007	
			音響装置	1組1回当り	0.007	
			表示盤	1面1回当り	0.055	
			水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	1組1回当り	0.292	
			呼水装置	1組1回当り	0.164	
	(2) 総合点検	-	ホースの耐圧性能	1組1回当り	見積りによる。	
	1 Y	放水試験	1式1回当り	0.965		

【スプリンクラー設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考	
3. スプリンクラー設備	(1) 機器点検	6 M	加圧送水装置	1組1回当り	0.367	・開放形に限る。 ・閉鎖形に限る。	
			起動装置	1組1回当り	0.311		
			ヘッド	1個1回当り	0.001		
			制御盤	1面1回当り	0.246		
			流水検知装置	1組1回当り	0.184		
			表示盤	1面1回当り	0.055		
			呼水装置	1組1回当り	0.164		
			送水口	1箇所1回当り	0.068		
			圧カスイッチ	1個1回当り	0.043		
			一斉開放弁	1個1回当り	0.184		
			一次圧調整弁	1個1回当り	0.184		
			水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	1組1回当り	0.292		
			補助散水栓	1個1回当り	0.072		
			手動開放弁	1個1回当り	0.018		
			末端試験弁	1個1回当り	0.018		
			コンプレッサ、制御盤、現地操作盤、感知器、電	1組1回当り	見積りによる。		



【不活性ガス消火設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(%)		備考
						保全技術補	
5. 不活性ガス消火設備	(1) 機器点検	6 M	消火剤貯蔵容器 (二酸化炭素、窒素ガス、IG541、IG55)	1基1回当り	0.082		
			容器弁閉 装置	1個1回当り	0.021		
			ガス圧式 起動用ガス容器	1個1回当り	0.014		
			起動用操作箱	1個1回当り	0.014		
			音響装置	1組1回当り	0.007		
			制御盤	1面1回当り	0.068		
			1回線増す毎に	1面1回当り	0.004		
			継電器	1面1回当り	0.068		
			1回線増す毎に	1面1回当り	0.004		
			音声盤	1面1回当り	0.068		
			表示盤	1面1回当り	0.055		
			電源装置	1組1回当り	0.068		
			圧カスイッチ	1組1回当り	0.043		
			逆止弁	1個1回当り	0.014		
			開口部自動閉鎖装置 (ヒストンレリーフ、モ ーターダンパ、シヤッタ ー)	1個1回当り	0.102		
			放出表示灯箱	1個1回当り	0.014		
			選択弁	1個1回当り	0.143		
			ヘッド	1個1回当り	0.002		
			ホースリール	1個1回当り	0.102		
			作動試験	1式1回当り	0.143		
(2) 総合点検	1 Y	放出試験 (窒素ガス、空 気)	1式1回当り	0.616		・放出試験の歩掛りは、容器1基1回当りとする。 ・試験用ガスは見積りによる。	
		容器搬入 (窒素ガス、空 気)	1式1回当り	0.616		・試験用ガスを用いて放出試験を行う場合は、容器搬入の歩掛りを1/2に低減する。	

【ハロゲン化物消火設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
						保全技師補	
6. ハロゲン化物消火設備	(1) 機器点検	6 M	消火剤貯蔵容器 (ハロン1301、HFC227ea、HFC23)	1基1回当り	0.123		
			容器弁開放装置	1個1回当り	0.021		
			起動用ガス容器	1個1回当り	0.014		
			起動用操作箱	1個1回当り	0.014		
			音響装置	1組1回当り	0.007		
			制御盤	5回線以下	0.068		
			1回線増す毎に	1面1回当り	0.004		
			継電器盤	5回線以下	0.068		
			1回線増す毎に	1面1回当り	0.004		
			音声盤	1面1回当り	0.068		
			表示盤	1面1回当り	0.055		
			電源装置	1組1回当り	0.068		
			圧力スイッチ	1個1回当り	0.043		
			逆止弁	1個1回当り	0.014		
			開口部自動閉鎖装置 (ピストンレリーフ、モーターダンパ、シャッター)	1個1回当り	0.102		
			放出表示灯箱	1個1回当り	0.014		
			遮断弁	1個1回当り	0.143		
			ヘッド	1個1回当り	0.002		
			ホースリール	1個1回当り	0.102		
			作動試験	1式1回当り	0.143		
(2) 総合点検		1 Y	放出試験(窒素ガス、空気)	1式1回当り	1.120		<ul style="list-style-type: none"> <li>放出試験の歩掛りは、容器1基1回当りとする。</li> <li>試験用ガスを用いて放出試験を行う場合の容器搬入を含む。</li> <li>試験用ガスは見積りによる。</li> </ul>

【粉末消火設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
						保全技師補	
7. 粉末消火設備	(1) 機器点検	6 M	粉末タンク (操作部を含む)	1基1回当り	0.614		
			加圧用窒素容器	1基1回当り	0.122		加圧装置及び起動装置の点検を含む。
			起動用ガス容器	1個1回当り	0.014		加圧装置及び起動装置の点検を含む。
			容器弁開放装置	1個1回当り	0.021		
			電磁式ガス圧式	1個1回当り	0.014		

				起動用操作箱	1 個1 回当り	0.014		
				薬剤点検	1 式1 回当り	0.028		・ 消火薬剤量の点検を含む。
				ホースリール	1 個1 回当り	0.162		・ 加圧装置及び起動装置の点検を含む。
				音響装置	1 組1 回当り	0.007		
				5 回線以下	1 面1 回当り	0.068		
				1 回線増す毎に	1 面1 回当り	0.004		
				5 回線以下	1 面1 回当り	0.068		
				1 回線増す毎に	1 面1 回当り	0.004		
				音声盤	1 面1 回当り	0.068		
				表示盤	1 面1 回当り	0.055		
				電源装置	1 組1 回当り	0.068		
				圧カスイッチ	1 個1 回当り	0.043		
				逆止弁	1 個1 回当り	0.014		
				閉口部自動閉鎖装置 (ピストンレリーフ、モ ーターダンパ、シャッタ ー)	1 個1 回当り	0.102		
				放出表示灯箱	1 個1 回当り	0.014		
				選択弁	1 個1 回当り	0.143		
				ヘッド	1 個1 回当り	0.002		
				作動試験	1 式1 回当り	0.143		
(2) 総合点検		1 Y		放出試験(窒素ガス、空 気)	1 式1 回当り	0.917		・ 放出試験の歩掛りは、容器1 基1 回当 りとする。 ・ 試験用ガスを用いて放出試験を行う場 合の容器輸入を含む。 ・ 試験用ガスは見積りによる。

【動力消防ポンプ設備 (軽可搬)】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り (人)		備考
					保安技師補		
8. 動力消防ポンプ設 備 (軽可搬)	(1) 機器点検	6 M	ポンプ作動試験	1 式1 回当り	0.023		
			水源及び給水装置	1 組1 回当り	0.068		
			ポンプ	1 台1 回当り	0.113		
			車台又は搬送装置	1 組1 回当り	0.023		
			内燃機関	1 組1 回当り	0.182		
	付属品	1 式1 回当り	0.045				
(2) 総合点検		---	ホースの耐圧性能	1 組1 回当り		見積りによる。	・ ホースの製造年の末日から10 年を経 過した日以降に点検を行う場合に限 る。ただし、ホースの耐圧性能に関す る点検を行ってから3 年を経過して いない場合を除く。
		1 Y	放水走行試験	1 式1 回当り	0.647		

【自動火災報知設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考	
9. 自動火災報知設備	(1) 機器点検	6M	受信機P型1級	19回線以下 10回線以内増す毎に	1面1回当り	0.094	
			受信機P型2級		1面1回当り	0.020	
			受信機P型3級		1面1回当り	0.073	
			副受信機	19回線以下 10回線以内増す毎に	1面1回当り	0.043	
			差動式分	50個まで	1面1回当り	0.007	
			布型感知器	51個から100個まで 101個以上	1個1回当り	0.043	
			差動式又は補償式スポット型感知器	50個まで	1個1回当り	0.038	
			定温式スポット型感知器	51個から100個まで 101個以上	1個1回当り	0.034	
			定温式スポット型感知器(防塵形)	50個まで	1個1回当り	0.007	
				51個から100個まで 101個以上	1個1回当り	0.006	
				50個まで	1個1回当り	0.005	
				51個から100個まで 101個以上	1個1回当り	0.013	
				50個まで	1個1回当り	0.011	
				101個以上	1個1回当り	0.009	
				定温式スポット型感知器(防塵形)	1個1回当り	0.034	
				煙感知器	50個まで 101個から150個まで	1個1回当り 1個1回当り	0.024 0.022
					151個以上 50個まで	1個1回当り 1個1回当り	0.020 0.017
					51個から100個まで 101個以上	1個1回当り 1個1回当り	0.034 0.032
					50個まで	1個1回当り	0.030
					51個から100個まで 101個以上	1個1回当り 1個1回当り	0.039 0.037
					50個まで	1個1回当り	0.035
					51個から100個まで 101個以上	1個1回当り 1個1回当り	0.063 0.061
					光電式分離型感知器(受光部と送光部)	1セット1回当り	0.059
		アナログ式熱感知器	50個まで 51個から100個まで	1個1回当り 1個1回当り	0.199 0.033 0.031		





				101個以上	1個1回当り	0.084	
				R型受信機	1組1回当り	見積りによる。	

【ガス漏れ火災警報設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考			
						保安技師補				
10. ガス漏れ火災警報設備	(1)機器点検	6M	受信機(個別)	19回線以下	1面1回当り	0.123				
				10回線以内増す毎に	1面1回当り	0.026				
			受信機(多重)	30回線以下	1面1回当り	0.221				
				1ユニット増す毎に	1面1回当り	0.028				
			表示盤	19回線以下	1面1回当り	0.059				
				10回線以内増す毎に	1面1回当り	0.011				
			検知器(警報付)	50個以下	1個1回当り	0.036				
				51個以上	1個1回当り	0.034				
			検知器(警報なし)	50個以下	1個1回当り	0.029				
				51個以上	1個1回当り	0.028				
			中継器		1個1回当り	0.011				
			警報装置		1個1回当り	0.007				
			表示灯		1灯1回当り	0.007				
			常用電源		1組1回当り	0.034				
			予備電源(受信機のみ)		1組1回当り	0.119				
			(2)総合点検		1Y	受信機(個別)	19回線以下	1面1回当り	0.120	
							10回線以内増す毎に	1面1回当り	0.034	
						受信機(多重)	30回線以下	1面1回当り	0.158	
							1ユニット増す毎に	1面1回当り	0.037	
検知器(警報付)	50個以下	1個1回当り				0.075				
	51個以上	1個1回当り				0.064				
検知器(警報なし)	50個以下	1個1回当り				0.069				
	51個以上	1個1回当り				0.058				

【漏電火災警報器】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
						保安技師補	
11. 漏電火災警報器	(1)機器点検	6M	電源	1組1回当り	0.031		
			受信機	1面1回当り	0.036		
			警報装置	1組1回当り	0.007		
			変流器	1組1回当り	0.043		
	(2)総合点検	1Y	漏電電流検出状況及び音響装置	1組1回当り	0.091		

【非常警報設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考	
						保全技師補		
12. 非常警報設備 a. 自動式サイレン 又は非常ベル	(1) 機器点検	1 Y	操作部 (電源部)	1 組 1 回当り		0.089		
			起動装置 (発信機、押しボタン)	1 組 1 回当り		0.013		
			音響装置	1 組 1 回当り		0.007		
			表示灯	1 灯 1 回当り		0.006		
			操作部 (電源部)	1 組 1 回当り		0.103		
	b. 放送設備	1 Y	6 M	増幅器操作部 200W以下 100W増す毎に	1 台 1 回当り		0.357	・自動火災報知設備連動の場合は、0.047 を加算。
				スピーカ 50 個まで	1 台 1 回当り		0.047	
				スピーカ回線 51 個から 100 個 まで	1 個 1 回当り		0.013	
				101 個以上	1 個 1 回当り		0.011	
				音量調整器 (アツテネーター)	1 個 1 回当り		0.010	
(2) 総合点検	1 Y	6 M	音響調整器 (アツテネーター)	1 個 1 回当り		0.006	・スピーカーと別置の場合に適用。	
			遠隔操作器	1 台 1 回当り		0.246		
			押しボタン	1 個 1 回当り		0.013		
			起動装置 非常電話	1 個 1 回当り		0.022		
			常用電源 予備電源 (増幅器のみ)	1 組 1 回当り		0.029		
			音圧確認、非常電源による総合 作動等	1 式 1 回当り		0.119	見積りによる。	

【誘導灯及び誘導標識】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
						保全技師補	
13. 誘導灯及び誘導標 識	機器点検	6 M	誘導 灯	50 灯まで	1 灯 1 回当り	0.026	
				51 灯から 100 灯まで	1 灯 1 回当り	0.024	
				101 灯以上	1 灯 1 回当り	0.022	
			誘導標識	1 枚 1 回当り		0.004	

【避難器具】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考			
					保安技師補					
14. 避難器具	(1) 機器点検	6M	緩降機	建築物の地上階数 6以下	1組1回当り	0.255	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上階数が11を超える場合、当該階数11の歩掛りを基準として、階数が5以内を増す毎に0.043を加算する。</li> <li>地上階数が7を超える場合、当該階数6の歩掛りを基準として、階数が1を増す毎に、0.043を加算する。</li> <li>地上階数が5を超える場合、当該階数5の歩掛りを基準として、階数が1を増す毎に0.043を加算する。</li> <li>地上階数が5を超える場合の階段の歩掛りは、当該階数5の歩掛りを基準として、階数が1を増す毎に0.034を加算する。</li> <li>地上階数が5を超える場合、当該階数5の歩掛りを基準として、階数が1を増す毎に0.022を加算する。</li> </ul>			
				建築物の地上階数 7以上11以下	1組1回当り	0.298				
			避難はしご	ロープ又は金属 2	1組1回当り	0.128				
				固定	1組1回当り	0.064				
			避難はしご	ロープ又は金属 3	1組1回当り	0.149				
				固定	1組1回当り	0.064				
			避難はしご	建築物の地上階数 4	1組1回当り	0.107				
				建築物の地上階数 5	1組1回当り	0.149				
			避難はしご	建築物の地上階数 6	1組1回当り	0.192				
				建築物の地上階数 3	1組1回当り	0.425				
			(2) 総合点検	緩降機	1Y	救助袋		建築物の地上階数 4	1組1回当り	0.446
								建築物の地上階数 5	1組1回当り	0.468
	救助袋	建築物の地上階数 6				1組1回当り	0.511			
		建築物の地上階数 7				1組1回当り	0.564			
	救助袋	建築物の地上階数 8				1組1回当り	0.617			
		建築物の地上階数 9				1組1回当り	0.670			
	(2) 総合点検	緩降機	1Y	救助袋	建築物の地上階数 4	1組1回当り	0.170			
					建築物の地上階数 5	1組1回当り	0.214			
救助袋				建築物の地上階数 6	1組1回当り	0.258				
				建築物の地上階数 7	1組1回当り	0.302				
救助袋				建築物の地上階数 8	1組1回当り	0.346				
				建築物の地上階数 9	1組1回当り	0.390				
救助袋				建築物の地上階数 10	1組1回当り	0.434				
				建築物の地上階数 11	1組1回当り	0.478				
救助袋				建築物の地上階数 12	1組1回当り	0.522				
				建築物の地上階数 13	1組1回当り	0.566				
救助袋				建築物の地上階数 14	1組1回当り	0.610				
				建築物の地上階数 15	1組1回当り	0.654				





【連結送水管】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考				
17. 連結送水管	(1) 機器点検	6 M	加圧送水装置	1組1回当り	0.367	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿式に限る。</li> <li>・湿式に限る。</li> <li>・湿式に限る。</li> <li>・湿式に限る。</li> <li>・湿式に限る。</li> </ul>				
			制御盤	1面1回当り	0.246					
			起動用スイッチ	1個1回当り	0.011					
			表示灯	1灯1回当り	0.007					
			表示盤	1面1回当り	0.055					
			放水用具格納箱	1組1回当り	0.102					
			送水口	1組1回当り	0.068					
			放水口	1組1回当り	0.014					
			(2) 総合点検				ホースの耐圧性能	1組1回当り	見積りによる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。</li> <li>・配管を設置した日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、配管の耐圧機能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合、及び屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。</li> </ul>
							配管の耐圧機能	1組1回当り	見積りによる。	
		1 Y	非常電源による作動確認等	1式1回当り	見積りによる。					

【連結散水設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考			
18. 連結散水設備	機器点検	6 M	加圧送水装置	1組1回当り	0.367				
			制御盤	1面1回当り	0.246				
			起動装置	1組1回当り	0.311				
			ヘッド	1個1回当り	0.001				
			選択弁	1個1回当り	0.144				
			一斉開放弁	1面1回当り	0.188				
			表示盤	1面1回当り	0.055				
			送水口	1組1回当り	0.068				

【非常コンセント設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考
19. 非常コンセント設備	機器点検	6 M	単相 100V	1個1回当り	0.028	
			3相 200V	1個1回当り	0.031	

【無線通信補助設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考
20. 無線通信補助設備	機器点検	6M	保護箱	1個1回当り	0.036	
			端子	1個1回当り	0.022	
			増幅器	1個1回当り	0.068	
			分配盤	1個1回当り	0.022	
			空中線	1式1回当り	0.045	
	同軸ケーブル及び漏洩同軸ケーブル	10m1回当り	0.022			

【非常電源専用受電設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考	
21. 非常電源専用受電設備	(1) 機器点検	6M	低圧受電設備	1式1回当り	0.147		
			高圧受電設備	300kVA以下	1式1回当り		0.351
				300kVA超 1,000kVA以下	1式1回当り		0.566
	(2) 総合点検	1Y	低圧受電設備	1式1回当り	0.134		
			高圧受電設備	300kVA以下	1式1回当り		0.316
				300kVA超 1,000kVA以下	1式1回当り		0.545
			保護継電器 遮断機	1組1回当り	0.219		
			地絡	1組1回当り	0.145		

【配線】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考
22. 配線	総合点検	1Y	絶縁抵抗測定及び配線点検	1式1回当り	0.100	・建物単位とする。

【その他の防災設備】

- ・バックケージ型消火設備
- ・バックケージ型自動消火設備
- ・総合操作盤
- ・火災通報装置
- ・フワード用簡易自動消火装置

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)	備考
23. その他の防災設備	(1) 機器点検	6M		1組1回当り	見積りによる。 見積りによる。	
	(2) 総合点検	1Y		1組1回当り		



2.5.3 建築基準法関係防災設備

歩掛り表は、共通仕様書の年2回の外観点検及び機器点検のうち1回と、年1回の総合点検を同時に実施することを前提としている。  
【非常用照明装置】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
1.非常用照明装置	(1)外観点検及び機能点検	6M		1式1回当り	保安技術補		
	(2)照度測定	1Y		1式1回当り	見積りによる。		

【防火戸・防火シャッター】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
2.防火戸・防火シャッター	(1)外観点検及び機能点検	6M		1式1回当り	保安技術補		
	(2)総合点検	1Y		1式1回当り	見積りによる。		

【耐火クロススクリーン】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
3.耐火クロススクリーン	(1)外観点検及び機能点検	6M		1式1回当り	保安技術補		
	(2)機能点検の1Yの項目	1Y		1式1回当り	見積りによる。		・機能点検の1Yの項目を除く

【ドレンチャージャーその他水漏れを形成する防火設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
4.ドレンチャージャーその他水漏れを形成する防火設備	(1)外観点検及び機能点検	6M		1式1回当り	保安技術補		
	(2)総合点検	1Y		1式1回当り	見積りによる。		

【防火ダンパー】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
5.防火ダンパー	(1)外観点検及び機能点検	6M		1式1回当り	保安技術補		
	(2)総合点検	1Y		1式1回当り	見積りによる。		

【排煙設備】

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
						保安技師補	
6. 排煙設備(自然排煙口)	外観点検及び機能点検	6M		1式1回当り		見積りによる。	
	7. 排煙設備(機械排煙設備)	6M		1式1回当り		見積りによる。	
8. 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】	(1) 外観点検及び機能点検	1Y		1式1回当り		見積りによる。	
	(2) 総合点検	6M		1式1回当り		見積りによる。	
9. 排煙設備【加圧防排煙設備】	(1) 外観点検及び機能点検	1Y		1式1回当り		見積りによる。	
	(2) 総合点検	6M		1式1回当り		見積りによる。	
10. 予備電源【直結エンジン】	(1) 外観点検及び機能点検	1Y		1式1回当り		見積りによる。	
	(2) 総合点検	6M		1式1回当り		見積りによる。	・エンジンの始動、停止を除く
	(2) エンジンの始動、停止	1Y		1式1回当り		見積りによる。	

【その他の避難設備等】

- ・バルコニー、防護構等
- ・避難器具
- ・特別避難階段附室の外気に向かって開くことが出来る窓
- ・階段
- ・廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段、特別避難階段の物品等の放置等
- ・非常用エレベーター乗降ロビー
- ・非常用出入口等

区分	項目	周期	分類等	単位	歩掛り(人)		備考
						保安技師補	
11. その他の避難設備等	外観点検及び機能点検	1Y		1式1回当り		見積りによる。	